

改正

平成30年3月30日例規（府民）第47号

令和4年3月30日例規（少）第41号

令和4年9月9日例規（少）第61号

令和5年8月31日例規（府民）第61号

令和6年3月22日例規（務）第25号

この度、「継続補導及び継続的支援実施要領の制定について」（平成15年3月7日例規（少）第11号）の全部を改正し、別記のとおり継続補導及び継続的支援並びに触法指導実施要領を定め、平成22年1月1日から実施することとしたので、適切に運用されたい。

別記

継続補導及び継続的支援並びに触法指導実施要領

第1 趣旨

この要領は、大阪府警察少年警察活動規程（平成20年訓令第3号。以下「活動規程」という。）第12条第4項（第47条第7項、第66条及び第69条において準用する場合を含む。）の規定に基づく継続補導及び活動規程第71条第4項の規定に基づく継続的支援並びに触法指導の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

- （1）継続補導 次に掲げるいずれかに該当する少年（通告すべき者に該当する者、少年審判の手續中の者及び保護処分を受け、その執行が終了するまでの者を除く。）のうち、その非行の防止を図るため特に必要と認められるものに対して、保護者の同意（少年法（昭和23年法律第168号）第62条第1項に規定する特定少年に該当する場合は、本人の同意とする。以下同じ。）を得た上、家庭、学校、交友その他の環境について相当の改善が認められるまでの間、継続的な助言、指導その他の補導を行うことをいう。

ア 不良行為少年

イ 少年相談に係る少年

ウ 触法少年

エ 14歳未満のぐ犯少年

- （2）継続的支援 被害少年のうち、その精神的打撃の軽減等当該少年の保護を図るため特に必要と認められるものに対して、保護者の同意を得た上、継続的な支援を行うことをいう。

- （3）触法指導 初めて触法行為を行った触法少年であって通告すべき者に該当しない者のうち、継続補導の対象とならない少年（以下「初犯触法少年」という。）に対して、保護者の同意を得た上、当該少年の再非行を防止する活動を行うことをいう。

- （4）保護者 少年に対して法律上監護教育の義務のある者及び少年を現に監護する者をいう。

第3 処分等終了少年に係る情報の把握

警察署長（以下「署長」という。）は、過去に犯罪少年、触法少年又はぐ犯少年として送致又は通告をしたことのある少年のうち、当該送致又は通告に係る少年審判の手續及び保護処分の執行が終了した者（以下「処分等終了少年」という。）について、当該処分等終了少年が就学又は就業の状況、交友関係その他の周囲の環境又は自身に問題を抱え、非行に走りかねない状態でないかどうかを判断するために必要な情報の把握に努め、当該情報に基づき、継続補導を行う必要があると認められる処分等終了少年の発見に努めるものとする。

第4 継続補導又は継続的支援が必要と認められる少年の発見報告

- 1 少年課の警察官若しくは少年補導職員（以下「少年課員」という。）又は警察署生活安全課（生活安全刑事課を含む。以下同じ。）少年係（大阪水上警察署、豊能警察署及び関西空港警察署にあっては、生活安全係。以下同じ。）の警察官は、継続補導を行う必要があると認められる少年又は継続的支援を行う必要があると認められる少年を発見したときは、活動規程の規定に基づき少年事案処理簿（活動規程別記様式第14号）又は少年事件処理簿（少年警察活動規則の規定により作成する書類の様式を定める訓令（平成19年警察庁訓令第12号）別記様式第44号）（以下「処

理簿」という。)を作成し、次に掲げる少年の区分に応じ、それぞれに定める書類(以下「相談カード等」という。)の写しを添付の上、少年事件選別主任者に報告するものとする。この場合において、発見した少年が前記第3の規定により情報の把握に努めていた処分等終了少年であるときは、処理簿のほか立ち直り支援通報書(別記様式第1号。以下「通報書」という。)に継続補導が必要と認める経緯を記載し、添付するものとする。

- (1) 不良行為少年 少年補導票(活動規程別記様式第13号)
- (2) 少年相談に係る少年 広聴相談カード(大阪府警察広聴相談取扱規程(平成13年訓令第21号)別記様式第1号)
- (3) 触法少年又はぐ犯少年 触法少年・ぐ犯少年・要保護少年発見報告書(活動規程別記様式第3号)その他の当該少年に係る事案の概要が明らかになる書類
- (4) 被害少年 被害届、広聴相談カードその他の当該被害少年に係る事案の概要が明らかになる書類

- 2 少年事件選別主任者は、継続補導又は継続的支援(以下「継続補導等」という。)の必要性について、継続補導・触法指導検討表(別記様式第2号。以下「検討表」という。)を活用する等して、事案の軽重、少年の性格、家庭環境等を調査し、その結果を所属長に報告するものとする。

第5 継続補導等対象少年の通報

署長は、前記第4の2の規定による報告を受けた場合は、当該報告に係る少年について、継続補導等の必要性について検討し、継続補導等が明らかに必要でないと認めるときを除き、保護者の同意を得た上、当該継続補導等の対象となる少年(以下「継続補導等対象少年」という。)に係る処理簿の写し、検討表及び相談カード等の写しを送付することにより少年課長に通報するものとする。この場合において、署長は、当該通報に係る処分等終了少年について保護者の同意が得られなかったときは、その都度、その理由等を通報書の写しにより少年課長に通報するものとする。

第6 継続補導等対象少年の指定等

- 1 少年課長は、前記第4の2の規定による報告を受けた場合で、当該報告に係る少年について、継続補導等の要否を判断し、継続補導等が必要であると認めるときは、保護者の同意を得た上、継続補導等対象少年に指定するものとする。
- 2 少年課長は、第5の前段の規定による通報を受けた場合で、当該通報に係る少年について継続補導等が必要であると認めるときは、継続補導等対象少年に指定するものとする。
- 3 少年課長は、継続補導等対象少年の指定について、次により措置するものとする。
 - (1) 前記1の規定により継続補導等対象少年を指定したときは、当該継続補導等対象少年の居住地を管轄する警察署の署長にその旨を通知するものとする。
 - (2) 前記2の規定による指定の有無について、前記第5の前段の規定による通報を行った署長に通知するものとする。

第7 継続補導等に係る事案の他の都道府県警察への移送

少年課長は、前記第6の規定により継続補導等対象少年を指定した場合で、他の都道府県警察で継続補導等を実施することが適切であると認めるときは、当該他の都道府県警察の警察本部の継続補導等に係る業務を主管する所属の長に当該指定に係る処理簿の写し及び相談カード等の写しを送付して、継続補導等に係る事案を移送するものとする。

第8 実施担当者等の指定

- 1 実施担当者の指定
少年課長は、少年課員のうちから、継続補導等対象少年の性別、年齢、性格等を考慮の上、当該継続補導等対象少年に係る継続補導等の実施を担当する者(以下「実施担当者」という。)を指定するものとする。
- 2 補助者の指定
少年課長は、前記1の規定により指定した実施担当者の性別が、担当する継続補導等対象少年の性別と異なるときは、性別、年齢、業務経験等を考慮の上、必要に応じて、少年課員のうちから補助者を指定し、当該実施担当者の補助に当たらせるものとする。

第9 継続補導等の実施

- 1 継続補導等の実施の基本
継続補導等は、少年課長の指揮の下において実施担当者が実施するものとする。

2 継続補導等の方法

継続補導は面接、訪問、連絡等による助言又は指導の方法により、継続的支援はカウンセリングの実施等の方法により行うものとする。この場合において、当該継続補導等に係る少年の特性に応じ、その非行の防止又は精神的打撃の軽減その他立ち直りを図るため必要と認められるときは、当該少年の保護者の同意を得た上、学校、児童相談所、保護観察所等の少年の健全育成に関する業務を行う機関（以下「関係機関」という。）又は児童委員、保護司等の少年の健全育成に関する活動を行うボランティア若しくは団体（以下「関係団体」という。）の職員等その他適当と認められる者と協力して継続補導等を実施するものとする。

3 実施計画の策定等

少年課長は、継続補導等の実施に当たっては、実施計画を策定するとともに、実施担当者に対して指揮した事項その他必要な事項を処理簿に記録するものとする。

4 実施経過の報告

実施担当者は、継続補導等を行ったときは、継続補導等対象少年事案経過簿（別記様式第3号）を作成し、その経過を明らかにしておくとともに、その都度、所属長に報告するものとする。

5 実施中の継続補導等に係る事案の移送等

(1) 少年課長は、実施している継続補導等に係る事案について、継続補導等対象少年の転居、保護者等関係者の意向その他の事由により他の都道府県警察において継続補導等を実施することが適切であると認めるときは、当該他の都道府県警察の警察本部の継続補導等に係る業務を主管する所属の長に当該実施している継続補導等に係る処理簿の写し及び継続補導等対象少年事案経過簿の写しを送付して、移送するものとする。この場合において、当該継続補導等対象少年に係る処理簿に移送した旨を記載しておくものとする。

(2) 前記(1)の規定による移送に当たっては、事前に保護者の同意を得るものとする。

(3) 少年課長は、継続補導等に係る事案について、他の都道府県警察から移送を受けた場合は、前記第8の1に準じて、実施担当者を指定するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、前記第8の2に準じて補助者を指定するものとする。

第10 継続補導等対象少年の指定の解除

少年課長は、継続補導等対象少年について、継続補導等の必要がないと判断した場合は、継続補導等対象少年としての指定を解除するものとする。この場合においては、当該継続補導等対象少年に係る処理簿に解除する旨を記載しておくものとする。

第11 触法指導が必要と認められる少年の発見報告

1 警察署生活安全課少年係の警察官は、初犯触法少年を発見したときは、少年事件処理簿を作成し、触法少年・ぐ犯少年・要保護少年発見報告書の写しを添付の上、少年事件選別主任者に報告するものとする。

2 少年事件選別主任者は、検討表を活用し、事案の軽重、少年の性格、家庭環境等を調査し、その結果を所属長に報告するものとする。

第12 触法指導対象少年の指定等

1 署長は、前記第11の2の規定により報告を受けた場合は、保護者の同意を得た上、触法指導の対象となる少年（以下「触法指導対象少年」という。）に指定するものとする。この場合において、署長は、当該触法指導対象少年に係る少年事件処理簿に触法指導対象少年に指定する旨を記載しておくものとする。

2 署長は、前記1の規定により触法指導対象少年を指定したときは、触法指導対象少年通報書（別記様式第4号）により少年課長に通報するものとする。

第13 触法指導の実施等

1 触法指導は、保護者、学校関係者等と連絡調整を図った上、おおむね2か月以内に1回又は2回、少年課員が面接による指導の方法により行うものとする。

2 少年課長は、触法指導対象少年の性格、家庭環境等及び面接による指導の状況から判断して、継続補導の必要が認められる場合は、前記第6の1の規定により継続補導等対象少年に指定するものとする。

第14 留意事項

(1) 継続補導等又は触法指導に当たっては、継続補導等又は触法指導の対象となる少年の保護者

の同意が得られるよう、適切な説明に努めること。

- (2) 継続補導等の実施に当たっては、実施担当者は、前記第5の前段及び前記第12の2に規定する通報を行った警察署の少年係の警察官と相互に緊密に連携し、適切かつ効果的な実施に努めること。
- (3) 継続補導等の実施に当たっては、関係機関、関係団体等の協力を求める等により、効果的な実施に配慮すること。
- (4) 継続的支援の実施に当たっては、当該継続的支援に係る少年の特性に応じた適切な支援活動を行うため、被害少年カウンセリングアドバイザー運用要綱（平成23年3月31日例規（少）第28号）に基づく被害少年カウンセリングアドバイザーの運用を効果的に行うように配慮するとともに、被害者等カウンセリング実施要領（平成30年3月30日例規（府民・生総・刑総・交捜・備総）第46号）に基づく被害者等カウンセリングの実施及び被害者支援班制度運用要領（平成13年5月25日例規（府民・刑総・交総・生総・地総・備総）第67号）に基づく被害者支援班制度の運用にも配慮すること。
- (5) 継続的支援の実施に当たっては、被害者連絡等実施要領（平成19年12月14日例規（府民・生総・地総・刑総・交捜・備総）第79号）第3の2の(3)に規定する被害者連絡担当者、同要領第4の2の(3)に規定する訪問・連絡担当者及び同要領第5の2に規定する検挙連絡実施者は、継続的支援対象少年に対し、同要領に基づく被害者連絡等を行う場合は、実施担当者との緊密な連携を図り、適切な実施に配慮した被害者連絡等を行うこと。